空家・空地バンクのご案内

隠岐の島町では、使われていない物件を有効活用するため、「空家・空地バンク」制度を 設けています。物件の所有者様等からお申し込みをいただき、調査のうえ賃貸・売買が可能 となったものについて、町のホームページ等を通じて情報発信を行います。





↑空家・空地バンク登録物件(例)↑

\平成30年度の制度開始から【延べ193 件】の登録実績があります!/

\現在、町ホームページにて【計5Ⅰ件】の空家・空地を公開しています!/

- ★ 空家·空地バンクの登録は無料です。
- ★ ご自身が所有・相続する家や土地を有効に活用できます。
- ★ 物件の活用により、地域の生活環境の保全が図られます。
- ★ 隠岐の島町の定住促進や地域活性化に役立ちます。
- ★ SDGs(持続可能な開発目標)の達成に寄与します。







SUSTAINABLE GALS

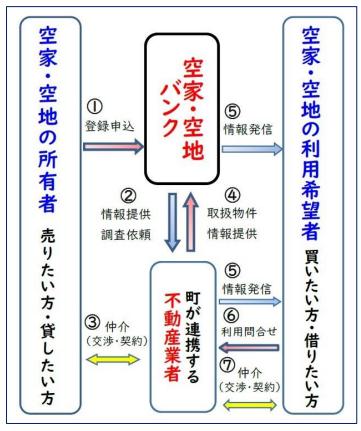
※申請方法や登録条件など、詳しくは隠岐の島町地域振興課までお問い合わせください。



☎ 085 | 2-2-8570 (地域振興課直通)

▼【空家・空地バンク】登録の流れ I~Ⅲ

- I 申請書(役場の窓口で配布しているほか、郵送・ダウンロードも可能です)に必要書類を添えて、隠岐の島町地域振興課に持参、または送付してください。
- Ⅱ申請書類を確認したのち、隠岐の島町が連携する不動産業者が物件を調査します。
- Ⅲ物件の所有者等と不動産業者で相談のうえ、賃貸・売買物件として空家・空地バンクに登録し、町ホームページ等を通じて情報発信を行います。



↑空家・空地バンクの概要(イメージ)→



▼各種支援制度もあります

- ■空家バンクに登録された物件に対しご活用いただける改修補助金【賃貸向け、2分の1補助、基本上限150万円】 のほか、クリーニング補助金【2分の1補助、残置物処分・クリーニングそれぞれ上限10万円】などがあります。
- ■都市計画区域内にある低未利用土地等【譲渡価格の合計が500万円以下の空家・空地】のうち、一定の条件を満たす場合は、税の特別控除を受けることができます。

隠岐の島町役場 地域振興課 〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西78番地2

【電話】08512-2-8570 【FAX】08512-2-6005

【メール】 chiiki@town.okinoshima.shimane.jp